

討議資料(5)  
(リテール分野の決済を巡る論点)

**討議資料(5)**  
**(リテール分野の決済を巡る論点)**

**1. リテール分野の決済を巡る状況**

- これまでの審議においても明らかにされている通り、リテール分野の決済サービスを巡っては、近年、急速な変化が進んでいる。
- FinTech(IT を活用した革新的な金融サービス事業)の拡大に代表されるように、リテール分野では、金融・IT 融合の動きが進行している。例えば、サーバ型プリペイドカードの増加や、インターネットや携帯可能な端末などを利用した新しい決済関連サービスの拡大などが見られる。

**2. リテール分野の決済を巡る論点**

- こうした動きの中で、現行の法規制の中には、イノベーションの動きに十分対応できてない部分があるとして、例えば、以下のような点について見直しの要望があるが、どのように考えるか。

**(1) プリペイドカードの表示義務**

- 資金決済法では、プリペイドカードについて、証券等又は一体物の交付がある場合は、利用者のために、当該証券等又は一体物に支払可能金額等を表示することを義務付け、証券等又は一体物の交付がない場合は、インターネット等による情報提供を義務付けている。
- 他方、近年、インターネットの利用と連動して使用されることが前提となっている、多様な形態での IC 型のプリペイドカード(例えば、時計型のネット端末)などが登場しており、それらにおいては、証券等又は一体物上へ情報を表示することが困難なものも多い。このように、プリペイドカードが情報端末などの電子機器であるものについては、利用者に対する情報提供を、インターネットで行うこととしてもよいのではないかと指摘があるが、どう考えるか。

## (2) プリペイドカードの業務廃止時の公告方法

- 現行制度では、プリペイドカードに係る業務を廃止した場合、払戻手続の一環として新聞公告を行う必要があることとされている。プリペイドカードの業務が廃止される場合、その保有者は、公告で定められた期間内に申出を行わなければ、払戻手続から除斥されるため、十分な周知を行うことが重要と考えられる。
- 他方、インターネットで利用されるプリペイドカードが増加する中、このようなプリペイドカードは、インターネットでの利用が前提となっていることから、新聞公告に代えて電子的方法によることを許容してもよいのではないかとの指摘がある。この点について、どう考えるか。

## (3) プリペイドカードの供託義務の算定

- 現行、プリペイドカード発行者は、年2回の基準日(3月末日・9月末日)における未使用残高の半額を供託することとされている。この供託義務は、利用者の資産保全を図るためのものであり、利用者保護の観点から重要と考えられる。
- 他方、基準日後に未使用残高が急速に減少するような場合、手元資金の不足が生じ得る。このため、継続的な適用を前提としつつ、現在の年2回の基準日のほか、選択した場合には、中間時点である6月末日、12月末日も基準日に加えて年4回の基準日とし、算定の柔軟化を図れないかとの声があるが、どう考えるか(参考資料2参照)。

## (4) デビットカードを活用したキャッシュアウトサービス

- 欧米等では、「キャッシュアウト」と呼ばれる、デビットカードを活用して小売店のレジ等で現金を受け取る(受け取りにあたっては、端末に暗証番号を入力)ことができるサービスがあるが、我が国では、こうしたサービスは提供されておらず、キャッシュアウトサービスを銀行法令上、「預金の払出し」の外部委託と整理して、サービスの提供が可能であることを明確化できないかとの声がある。

- この点、ATMは、取引の実行に必要な事務処理を定型的に行うことなどから、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理されている。キャッシュアウトサービスも、本質的にはこれと同様のものとして、銀行法令上、「預金の払出し」に係る外部委託として整理されると考えられるが、どうか。
- 同時に、キャッシュアウトサービスを行う場合には、現金の引渡し人が人の手を介しつつ確実に行われるよう、銀行に対し、然るべき体制の整備等を求めることが、利用者保護の観点から必要との指摘があるが、どう考えるか。

#### (5) 資金移動業の一部廃止に係る手続

- 資金移動業については、資金決済法上、業務の全部を廃止する場合の届出・公告・履行保証金の取戻し手続等が規定されている。一方、業務を一部廃止する場合の手続きは規定されていない。
- 法制定後、例えば、海外への渡航者向けに、複数の種類のマネーオーダー型サービス(あらかじめカードに入金した資金を、海外の提携先のATM等により出金できるサービス)を提供する事業者が登場している。こうした事業者においては、複数種類のカードを発行し、そのうちの一つを廃止する場合がある。しかし、現行では、業務の一部廃止の手続きが定められていないため、廃止したカード内に残高がある場合、事業者は、当該残高分の履行保証金の取戻しを行うことができない。
- こうした多様な資金移動サービスの登場を踏まえ、資金移動業の一部廃止した時の手続きを整備し、利用者の適切な保護を図りつつ、柔軟な業務展開を可能とすることが考えられるが、どうか。

#### (6) プリペイドカード事業を譲渡する際の債権者異議手続

- 現行制度においては、プリペイドカード事業の譲渡を行う場合には、発行者は、債権者である保有者から個別承諾を得る必要があると

されている。しかしながら、實際上、プリペイドカード発行者は保有者を知り得ず、個別承諾を取ることができない。このため、個別承諾に代わる債権者異議手続の創設を求める声がある。

- これに対して、プリペイドカード事業の譲渡が行われる場合、譲渡人がプリペイドカードに係る債務を免れる以上、債権者であるプリペイドカードの保有者から個別に同意を取ることが原則であるとの指摘もある。一方で、多数債権者の存在を前提としつつ、法律関係の画一的確定を行う枠組みとして、例えば、約款の変更について、民法改正により、そのルールの明確化を図ろうという動きもある。こうした動きも踏まえながら、引き続き対応を検討していくことについて、どう考えるか。

(注) 民法の一部改正法案では、不特定多数の者を相手方として行う取引に係る約款の変更については、変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性や変更内容の相当性等が認められる場合には、インターネット等で適切に周知されれば、個別同意なく当該約款を変更できるとの規定が含まれている。

#### (7) サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等

- クレジットカードの取引に関連して、消費者が加盟店の悪質な行為が原因であると考えられるトラブルに巻き込まれる事案が増加している。こうした状況を踏まえ、昨年 8 月、消費者委員会より加盟店管理の実効性向上のための措置を講じること等の建議があり、現在、割賦販売法の見直しに向けた検討が進められている。
- これに関連して、サーバ型電子マネーについても、同様の問題が生じているとの指摘があり、本年 8 月、プリペイドカードのうちサーバ型電子マネーの発行者に対して、法における義務付けを含む、加盟店管理及び苦情処理体制の制度整備に向けた措置を講じること等の建議があった。
- 建議を踏まえ、サーバ型電子マネーの発行者の加盟店管理義務及び苦情処理体制の整備義務を、法律上、明確化することについて、どう考えるか。なお、その際、発行者以外にも加盟店管理業務

を行う者が存在するケース(アクワイアラーや決済代行業者等)があるが、これらの者の取扱いをどうするかとの論点が存在する。この点についても、割賦販売法における取扱いも勘案しながら検討していく必要があると考えるが、どうか。